

福島県業務継続計画（本庁版）新旧対照表

箇所	新（改正後）	旧（現 行）																								
第2章 1 （7～8 頁）	（2）被害想定 （略） 表2 東日本大震災の規模、被害の概要 <table border="1" data-bbox="280 359 1176 1021"> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>人的被害 （死者は震災関連死及び死亡届等が出された 行方不明者を含む）</td> <td>死者：<u>4, 166</u>名 行方不明者：0名 重傷者：20名 軽傷者：163名</td> </tr> <tr> <td>建物被害 （警戒区域指定自治体 においては一部未集計 ）</td> <td>住家全壊：<u>15, 469</u>棟 住家半壊：<u>83, 323</u>棟 住家一部損壊：<u>141, 057</u>棟 住家床上浸水：1, 061棟 住家床下浸水：351棟 公共建物被害：1, 010棟 その他建物被害：36, 882棟</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">（令和5年3月8日現在 災害対策本部取りまとめ）</p>	（略）	（略）	人的被害 （死者は震災関連死及び死亡届等が出された 行方不明者を含む）	死者： <u>4, 166</u> 名 行方不明者：0名 重傷者：20名 軽傷者：163名	建物被害 （警戒区域指定自治体 においては一部未集計 ）	住家全壊： <u>15, 469</u> 棟 住家半壊： <u>83, 323</u> 棟 住家一部損壊： <u>141, 057</u> 棟 住家床上浸水：1, 061棟 住家床下浸水：351棟 公共建物被害：1, 010棟 その他建物被害：36, 882棟	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（2）被害想定 （略） 表2 東日本大震災の規模、被害の概要 <table border="1" data-bbox="1232 359 2128 1021"> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>人的被害 （死者は震災関連死及び死亡届等が出された 行方不明者を含む）</td> <td>死者：<u>4, 164</u>名 行方不明者：0名 重傷者：20名 軽傷者：163名</td> </tr> <tr> <td>建物被害 （警戒区域指定自治体 においては一部未集計 ）</td> <td>住家全壊：<u>15, 435</u>棟 住家半壊：<u>82, 783</u>棟 住家一部損壊：<u>141, 054</u>棟 住家床上浸水：1, 061棟 住家床下浸水：351棟 公共建物被害：1, 010棟 その他建物被害：36, 882棟</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">（令和4年2月7日現在 災害対策本部取りまとめ）</p>	（略）	（略）	人的被害 （死者は震災関連死及び死亡届等が出された 行方不明者を含む）	死者： <u>4, 164</u> 名 行方不明者：0名 重傷者：20名 軽傷者：163名	建物被害 （警戒区域指定自治体 においては一部未集計 ）	住家全壊： <u>15, 435</u> 棟 住家半壊： <u>82, 783</u> 棟 住家一部損壊： <u>141, 054</u> 棟 住家床上浸水：1, 061棟 住家床下浸水：351棟 公共建物被害：1, 010棟 その他建物被害：36, 882棟	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）																									
人的被害 （死者は震災関連死及び死亡届等が出された 行方不明者を含む）	死者： <u>4, 166</u> 名 行方不明者：0名 重傷者：20名 軽傷者：163名																									
建物被害 （警戒区域指定自治体 においては一部未集計 ）	住家全壊： <u>15, 469</u> 棟 住家半壊： <u>83, 323</u> 棟 住家一部損壊： <u>141, 057</u> 棟 住家床上浸水：1, 061棟 住家床下浸水：351棟 公共建物被害：1, 010棟 その他建物被害：36, 882棟																									
（略）	（略）																									
（略）	（略）																									
（略）	（略）																									
（略）	（略）																									
人的被害 （死者は震災関連死及び死亡届等が出された 行方不明者を含む）	死者： <u>4, 164</u> 名 行方不明者：0名 重傷者：20名 軽傷者：163名																									
建物被害 （警戒区域指定自治体 においては一部未集計 ）	住家全壊： <u>15, 435</u> 棟 住家半壊： <u>82, 783</u> 棟 住家一部損壊： <u>141, 054</u> 棟 住家床上浸水：1, 061棟 住家床下浸水：351棟 公共建物被害：1, 010棟 その他建物被害：36, 882棟																									
（略）	（略）																									
（略）	（略）																									
（略）	（略）																									

福島県業務継続計画（本庁版）新旧対照表

箇所	新（改正後）				旧（現行）				
第3章 2 （15 頁）	表6 非常時優先業務数				表6 非常時優先業務数				
	評価 評価基準	非常時優先 業務数 (A=B+C)	応急・復旧 業務数 (A=B+C)	優先すべき 通常業務数 (C)		評価 評価基準	非常時優先 業務数 (A=B+C)	応急・復旧 業務数 (A=B+C)	優先すべき 通常業務数 (C)
A	発災後直ちに（概ね3時間以内）に着手すべき業務	350	340	10	A	発災後直ちに（概ね3時間以内）に着手すべき業務	354	344	10
B	発災後12時間以内に着手すべき業務	87	75	12	B	発災後12時間以内に着手すべき業務	89	77	12
C	発災後1日以内に着手すべき業務	117	110	7	C	発災後1日以内に着手すべき業務	120	113	7
D	発災後3日以内に着手すべき業務	48	41	7	D	発災後3日以内に着手すべき業務	49	42	7
E	発災後1週間以内に着手すべき業務	29	25	4	E	発災後1週間以内に着手すべき業務	30	26	4

福島県業務継続計画（本庁版）新旧対照表

箇所	新（改正後）	旧（現行）																								
第5章 2 (30頁)	<p>2 執務環境の確保</p> <p>(3) 上下水道</p> <p>○ 現状・課題</p> <p>水道施設が被災し、断水になった場合でも、各庁舎の受水槽、高置水槽及び給水管に損傷（水漏れ）がなければ、貯水分の水の供給が可能です。（中略）</p> <p>そのほか、飲料水については、ペットボトルで災害対策本部事務局職員の3日分（<u>500ml ボトルで 2,688 本</u>）を確保していますが、各部局等で非常時優先業務に従事する職員分の備蓄は行っていません。</p>	<p>2 執務環境の確保</p> <p>(3) 上下水道</p> <p>○ 現状・課題</p> <p>水道施設が被災し、断水になった場合でも、各庁舎の受水槽、高置水槽及び給水管に損傷（水漏れ）がなければ、貯水分の水の供給が可能です。（中略）</p> <p>そのほか、飲料水については、ペットボトルで災害対策本部事務局職員の3日分（<u>1.5L ボトルで 1080 本</u>）を確保していますが、各部局等で非常時優先業務に従事する職員分の備蓄は行っていません。</p>																								
第5章 3 (31頁)	<p>3 食料</p> <p>○ 現状・課題</p> <p>大規模地震が発生した場合、非常時優先業務を執行する相当数の職員が数日間にわたり庁舎内に留まらなければならない可能性があります。</p> <p><u>(削除)</u></p> <hr/> <p>表 1 5 食料の備蓄状況</p> <p style="text-align: right;">(令和 5 年 4 月 1 日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>食料の種類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フリーズドライご飯</td> <td>987 食</td> </tr> <tr> <td>レトルト（さば味噌煮）</td> <td>450 食</td> </tr> <tr> <td>レトルト（ハンバーグ）</td> <td>461 食</td> </tr> <tr> <td>レトルト（肉じゃが）</td> <td>495 食</td> </tr> <tr> <td>飲料水（500ml）</td> <td>2,688 本</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 対策</p> <p><u>食料については、災害対策本部事務局の職員用として3日分が備蓄されています。</u> (削除) また、対応が長期間に渡ることも想定し、各部局等において職員に対し、自分の食料については自ら確保に努めるよう指示することとします。</p>	食料の種類	数量	フリーズドライご飯	987 食	レトルト（さば味噌煮）	450 食	レトルト（ハンバーグ）	461 食	レトルト（肉じゃが）	495 食	飲料水（500ml）	2,688 本	<p>3 食糧</p> <p>○ 現状・課題</p> <p>大規模地震が発生した場合、非常時優先業務を執行する相当数の職員が数日間にわたり庁舎内に留まらなければならない可能性があります。</p> <p><u>食糧については、災害対策本部事務局の職員用として3日分が備蓄されていますが非常時優先業務全般を執行するのに十分な食糧の備蓄は行われていません。</u></p> <p>表 1 5 食糧の備蓄状況</p> <p style="text-align: right;">(令和 3 年 4 月 1 日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>食糧の種類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フリーズドライご飯</td> <td>1,600 食</td> </tr> <tr> <td>レトルト（さば味噌煮）</td> <td>540 食</td> </tr> <tr> <td>レトルト（ハンバーグ）</td> <td>540 食</td> </tr> <tr> <td>レトルト（肉じゃが）</td> <td>540 食</td> </tr> <tr> <td>飲料水（500ml）</td> <td>3,240 本</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 対策</p> <p><u>食糧は備蓄が充分ではなく、発災当日から不足が見込まれることから、全庁的に必要量及び保管場所などを考慮し、計画的な備蓄を検討します。</u> また、対応が長期間に渡ることも想定し、各部局等において職員に対し、自分の食糧については自ら確保に努めるよう指示することとします。</p>	食糧の種類	数量	フリーズドライご飯	1,600 食	レトルト（さば味噌煮）	540 食	レトルト（ハンバーグ）	540 食	レトルト（肉じゃが）	540 食	飲料水（500ml）	3,240 本
食料の種類	数量																									
フリーズドライご飯	987 食																									
レトルト（さば味噌煮）	450 食																									
レトルト（ハンバーグ）	461 食																									
レトルト（肉じゃが）	495 食																									
飲料水（500ml）	2,688 本																									
食糧の種類	数量																									
フリーズドライご飯	1,600 食																									
レトルト（さば味噌煮）	540 食																									
レトルト（ハンバーグ）	540 食																									
レトルト（肉じゃが）	540 食																									
飲料水（500ml）	3,240 本																									

福島県業務継続計画（本庁版）新旧対照表

箇所	新（改正後）	旧（現 行）																																																		
第5章 4 (33～ 34頁)	<p>表18 総合情報通信ネットワークの整備状況（本庁）</p> <p style="text-align: right;"><u>（令和5年4月1日現在）</u></p> <table border="1" data-bbox="297 320 1171 719"> <thead> <tr> <th colspan="2">系統</th> <th>回線数(本庁)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">地上系（有線）</td> <td>267</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">地上系（無線）</td> <td>65</td> <td>自治会館を含む</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">衛星系</td> <td>地域衛星通信ネットワーク</td> <td>33</td> <td>衛星可搬局を含む</td> </tr> <tr> <td>衛星携帯電話（固定）</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛星携帯電話（可搬）</td> <td>15</td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛星携帯電話（車載）</td> <td>10</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 対策</p> <p>総合情報通信ネットワーク用の非常用発電機は約48時間の運転が可能ですが、長期化した場合には燃料の確保が必要となります。その際には、県と福島県石油業協同組合との協定に基づき、燃料の優先的な供給を受けることができるようになっています。</p> <p>危機管理センターについては、当該ネットワークのサーバ等が設置されている県庁舎外の外部施設と地上系有線及び無線回線を複数ルートで結ぶことにより、通信を確保しています。</p>	系統		回線数(本庁)	備考	地上系（有線）		267		地上系（無線）		65	自治会館を含む	衛星系	地域衛星通信ネットワーク	33	衛星可搬局を含む	衛星携帯電話（固定）	4		衛星携帯電話（可搬）	15		衛星携帯電話（車載）	10		<p>表18 総合情報通信ネットワークの整備状況（本庁）</p> <p style="text-align: right;"><u>（令和3年4月1日現在）</u></p> <table border="1" data-bbox="1247 320 2121 719"> <thead> <tr> <th colspan="2">系統</th> <th>回線数(本庁)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">地上系（有線）</td> <td>267</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">地上系（無線）</td> <td>65</td> <td>自治会館を含む</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">衛星系</td> <td>地域衛星通信ネットワーク</td> <td>33</td> <td>衛星可搬局を含む</td> </tr> <tr> <td>衛星携帯電話（固定）</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛星携帯電話（可搬）</td> <td>15</td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛星携帯電話（車載）</td> <td>10</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 対策</p> <p>総合情報通信ネットワーク用の非常用発電機は約48時間の運転が可能ですが、長期化した場合には燃料の確保が必要となります。その際には、県と福島県石油業協同組合との協定に基づき、燃料の優先的な供給を受けることができるようになっています。</p> <p>危機管理センターについては、当該ネットワークのサーバ等が設置されている県庁舎外の外部施設と地上系有線及び無線回線を複数ルートで結ぶことにより、通信を確保しています。</p>	系統		回線数(本庁)	備考	地上系（有線）		267		地上系（無線）		65	自治会館を含む	衛星系	地域衛星通信ネットワーク	33	衛星可搬局を含む	衛星携帯電話（固定）	4		衛星携帯電話（可搬）	15		衛星携帯電話（車載）	10	
系統		回線数(本庁)	備考																																																	
地上系（有線）		267																																																		
地上系（無線）		65	自治会館を含む																																																	
衛星系	地域衛星通信ネットワーク	33	衛星可搬局を含む																																																	
	衛星携帯電話（固定）	4																																																		
	衛星携帯電話（可搬）	15																																																		
	衛星携帯電話（車載）	10																																																		
系統		回線数(本庁)	備考																																																	
地上系（有線）		267																																																		
地上系（無線）		65	自治会館を含む																																																	
衛星系	地域衛星通信ネットワーク	33	衛星可搬局を含む																																																	
	衛星携帯電話（固定）	4																																																		
	衛星携帯電話（可搬）	15																																																		
	衛星携帯電話（車載）	10																																																		

福島県業務継続計画（本庁版）新旧対照表

新（改正後）									旧（現行）								
【企画調整部】									【企画調整部】								
課名	業務内容	区分	業務を開始する時期					課名	業務内容	区分	業務を開始する時期						
			3 h 以内	12h 以内	1日 以内	3日 以内	7日 以内				3 h 以内	12h 以内	1日 以内	3日 以内	7日 以内		
～（略）～									～（略）～								
<u>地域振興課</u>	初動調整業務	A	○					<u>地域政策課</u>	初動調整業務	A	○						
	他課への応援	C			○				他課への応援	C			○				
<u>ふくしまぐらし 推進課</u>	初動調整業務	A	○					<u>地域振興課</u>	初動調整業務	A	○						
	他課への応援	C			○				他課への応援	C			○				
～（略）～									～（略）～								
スポーツ課 <u>(削除)</u>	初動調整業務	A	○					スポーツ課 <u>オリンピック・ パラリンピック 推進室</u>	初動調整業務	A	○						
	県営体育施設の被災状況の把握・報告	A	○						県営体育施設の被災状況の把握・報告	A	○						
	他課への応援	C			○				他課への応援	C			○				

福島県業務継続計画（本庁版）新旧対照表

新（改正後）										旧（現行）										
【生活環境部】										【生活環境部】										
課名	業務内容	区分	業務を開始する時期					課名	業務内容	区分	業務を開始する時期									
			3 h 以内	12h 以内	1日 以内	3日 以内	7日 以内				3 h 以内	12h 以内	1日 以内	3日 以内	7日 以内					
～（略）～										～（略）～										
<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>									<u>只見線再開準備室</u>	<u>初動調整業務</u>	<u>A</u>	<u>○</u>							
	<u>（削除）</u>										<u>所管施設の被害状況の把握</u>	<u>A</u>	<u>○</u>							
～（略）～										～（略）～										

福島県業務継続計画（本庁版）新旧対照表

新（改正後）								旧（現行）							
【保健福祉部】								【保健福祉部】							
課名	業務内容	区分	業務を開始する時期					課名	業務内容	区分	業務を開始する時期				
			3 h 以内	12h 以内	1日 以内	3日 以内	7日 以内				3 h 以内	12h 以内	1日 以内	3日 以内	7日 以内
保健福祉総務課	<u>(保健医療福祉調整本部業務)</u>							保健福祉総務課	<u>(新設)</u>						
	(略)								(略)						
	(略)								(略)						
	(略)								(略)						
	(略)								(略)						
	(略)								(略)						
	(略)								(略)						
	(略)								(略)						
	(略)								(略)						
～ (略) ～								～ (略) ～							

福島県業務継続計画（本庁版）新旧対照表

新（改正後）										旧（現 行）											
【保健福祉部】										【保健福祉部】											
課名	業務内容	区分	業務を開始する時期					課名	業務内容	区分	業務を開始する時期										
			3 h 以内	12h 以内	1日 以内	3日 以内	7日 以内				3 h 以内	12h 以内	1日 以内	3日 以内	7日 以内						
～（略）～										～（略）～											
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>									<u>福祉監査課</u>	<u>初動調整業務</u>	<u>A</u>	<u>○</u>								
	<u>(削除)</u>										<u>他課への応援</u>	<u>C</u>			<u>○</u>						
～（略）～										～（略）～											

福島県業務継続計画（本庁版）新旧対照表

新（改正後）									旧（現行）											
【保健福祉部】									【保健福祉部】											
課名	業務内容	区分	業務を開始する時期					課名	業務内容	区分	業務を開始する時期									
			3 h 以内	12h 以内	1日 以内	3日 以内	7日 以内				3 h 以内	12h 以内	1日 以内	3日 以内	7日 以内					
～（略）～									～（略）～											
地域医療課 医療人材対策室 <u>感染症対策課</u>	(略)								地域医療課 医療人材対策室 <u>(新設)</u>	(略)										
	(略)									(略)										
	(略)										(略)									
	(略)										(略)									
	(略)										(略)									
	(略)										(略)									
	(略)										(略)									
	(略)										(略)									

福島県業務継続計画（本庁版）新旧対照表

新（改正後）								旧（現行）							
【保健福祉部】								【保健福祉部】							
課名	業務内容	区分	業務を開始する時期					課名	業務内容	区分	業務を開始する時期				
			3 h 以内	12h 以内	1日 以内	3日 以内	7日 以内				3 h 以内	12h 以内	1日 以内	3日 以内	7日 以内
～（略）～								～（略）～							
薬務課	(略)							薬務課	(略)						
	(略)								(略)						
	(略)								(略)						
	毒物・劇物保管施設の被害状況の 把握・報告	<u>A</u>	<u>○</u>						毒物・劇物保管施設の被害状況の 把握・報告	<u>B</u>	<u>○</u>				
	(略)								(略)						
～（略）～								～（略）～							

福島県業務継続計画（本庁版）新旧対照表

新（改正後）								旧（現行）									
【農林水産部】								【農林水産部】									
課名	業務内容	区分	業務を開始する時期					課名	業務内容	区分	業務を開始する時期						
			3 h 以内	12h 以内	1日 以内	3日 以内	7日 以内				3 h 以内	12h 以内	1日 以内	3日 以内	7日 以内		
～（略）～								～（略）～									
森林計画課	(略)							森林計画課	(略)								
	<u>出先機関（林業研究センター）の 庁舎被害状況の把握</u>	<u>A</u>	<u>○</u>						<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>							
	<u>公の施設（フォレストパークあだ たら、緑化センター、昭和の森）の 被害状況の把握</u>	<u>A</u>	<u>○</u>						<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>							
	(略)								(略)								
	(略)								(略)								
～（略）～								～（略）～									
林業振興課	(略)							林業振興課	(略)								
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>			<u>(削除)</u>				<u>森林組合の被害状況の把握</u>	<u>C</u>			<u>○</u>				
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>					<u>(削除)</u>		<u>被災林業者に対する融資制度等の 実施</u>	<u>E</u>						<u>○</u>	
～（略）～								～（略）～									

福島県業務継続計画（本庁版）新旧対照表

新（改正後）									旧（現 行）								
【土木部】									【土木部】								
課名	業務内容	区分	業務を開始する時期					課名	業務内容	区分	業務を開始する時期						
			3 h 以内	12h 以内	1日 以内	3日 以内	7日 以内				3 h 以内	12h 以内	1日 以内	3日 以内	7日 以内		
～（略）～									～（略）～								
河川計画課 河川整備課 砂防課 港湾課 空港施設室 (河川港湾総室)	(13行略)								河川計画課 河川整備課 砂防課 港湾課 空港施設室 (河川港湾総室)	(13行略)							
	<u>県管理河川・砂防・ダム・港湾・空港施設等</u> の応急復旧（出先機関からの報告取りまとめ）	B		○						<u>県河川管理施設、海岸保全施設、港湾・漁港施設及び土砂災害防止施設等</u> の応急復旧（出先機関からの報告取りまとめ）	B		○				
	(2行略)									(2行略)							
	<u>県管理河川・砂防・ダム・港湾・空港施設等</u> の災害復旧計画の作成（各出先機関からの報告取りまとめ）	B		○						<u>県河川管理施設、海岸保全施設及び港湾・漁港施設等</u> の災害復旧計画の作成（各出先機関からの報告取りまとめ）	B		○				
～（略）～									～（略）～								

福島県業務継続計画（本庁版）新旧対照表

新（改正後）										旧（現行）										
【土木部】										【土木部】										
課名	業務内容	区分	業務を開始する時期					課名	業務内容	区分	業務を開始する時期									
			3 h 以内	12h 以内	1日 以内	3日 以内	7日 以内				3 h 以内	12h 以内	1日 以内	3日 以内	7日 以内					
～（略）～										～（略）～										
建築住宅課 建築指導課 営繕課 (建築総室)	(14行略)																			
	<u>応急仮設住宅の建設について協定 締結団体への建設要請</u>	D																		○
	<u>協定に基づく建築・設備関係団体 への応援要請</u>	<u>B</u>		<u>○</u>																
建築住宅課 建築指導課 営繕課 (建築総室)	(14行略)																			
	<u>応急仮設住宅の建設についてプレ ハブ建築協会への協力要請</u>	D																		○
	<u>非常用電源の確保等について福島 県電設業協会への協力要請</u>	<u>D</u>																		<u>○</u>

福島県業務継続計画（本庁版）新旧対照表

新（改正後）									旧（現 行）									
【災害対策本部事務局】									【災害対策本部事務局】									
課名	業務内容	区分	業務を開始する時期					課名	業務内容	区分	業務を開始する時期							
			3 h 以内	12h 以内	1日 以内	3日 以内	7日 以内				3 h 以内	12h 以内	1日 以内	3日 以内	7日 以内			
災害対策本部 事務局	(14 行略)								(14 行略)									
	<u>(削除)</u>							<u>医療機関の情報収集（被害状況・ 受入体制等の把握）</u>	<u>A</u>	<u>○</u>								
	<u>(削除)</u>							<u>医師会、災害医療コーディネータ の本部参画依頼</u>	<u>A</u>	<u>○</u>								
	(10 行略)							(10 行略)										
	<u>(削除)</u>							<u>DMATの派遣要請</u>	<u>A</u>	<u>○</u>								
	<u>(削除)</u>							<u>薬品等の調達要請</u>	<u>A</u>	<u>○</u>								
	<u>(削除)</u>							<u>日本赤十字社福島県支部の本部参 画依頼</u>	<u>A</u>	<u>○</u>								
	<u>(削除)</u>							<u>SCU（広域医療拠点）の設置</u>	<u>A</u>	<u>○</u>								
	(1 行略)							(1 行略)										

福島県業務継続計画（本庁版）新旧対照表

新（改正後）								旧（現 行）									
【災害対策本部事務局】								【災害対策本部事務局】									
課名	業務内容	区分	業務を開始する時期					課名	業務内容	区分	業務を開始する時期						
			3 h 以内	12h 以内	1日 以内	3日 以内	7日 以内				3 h 以内	12h 以内	1日 以内	3日 以内	7日 以内		
災害対策本部 事務局	(8行略)							災害対策本部 事務局	(8行略)								
	<u>原子力発電所の状況等に関する 情報の収集</u>	<u>A</u>	<u>○</u>						<u>(新設)</u>	<u>(新 設)</u>	<u>(新 設)</u>						
	<u>放射線モニタリングに関する 情報の収集</u>	<u>A</u>	<u>○</u>						<u>(新設)</u>	<u>(新 設)</u>	<u>(新 設)</u>						
	(6行略)								(6行略)								
	<u>(削除)</u>								<u>医師等の広域援助要請</u>	<u>B</u>		<u>○</u>					
	(8行略)								(8行略)								
	<u>(削除)</u>								<u>霊柩車組合への支援要請</u>	<u>B</u>		<u>○</u>					
	(6行略)								(6行略)								
	<u>(削除)</u>								<u>遺体収容所の設置</u>	<u>C</u>			<u>○</u>				